

# かわさき産業ミュージアム構想

平成15年2月

川崎区産業ミュージアム専門委員会

## 1. 趣旨・目的

幕末以来急速に進んだ日本の近代化を支え、20世紀の日本の地位を築いた産業技術の発展の歴史を物語る近代化遺産や産業文化財は、産業構造・社会構造の変化とともに今急速に失われつつある。これらは、それぞれの地域の発展や変遷、そこに暮らす人々の生活や文化を後世に伝える重要な証でもある。

京浜工業地帯の中核としての役割を担ってきた川崎区には、これらの貴重な資料が数多く残存している。これは川崎区を特徴づける社会的資源であり、区民と企業の共通の誇りとして、新たな地域づくりの中核となり得るものである。

本構想は、川崎区におけるものづくり文化の継承・発展、企業市民と生活市民の協働による地域の魅力づくりに向けて、区域全体を展示場に見立て、区内に散在する近代化遺産・産業文化財をネットワークした分散型の「かわさき産業ミュージアム」を形成するための指針である。

「かわさき産業ミュージアム」を実現することにより、川崎区の魅力の再認識を促し、次世代を担う青少年がその意義を理解するとともに、産業技術の「夢」と「こころ」を継承する契機となることを目指す。

また、現存する川崎区の近代化遺産・産業文化財を産業観光の拠点として活用し、その保存・継承を関係産学官と連携して推進することで、川崎のものづくり文化を世界に発信し、更なる発展に寄与することを目的とする。

## 2. 基本的な考え方

「かわさき産業ミュージアム」は、産業技術とその活動を生活市民・企業市民の立場から捉え、区域全体を展示場と見立てた分散型ミュージアムとする。

推進に当たっては、川崎市経済局による調査資料及び国立科学博物館調査資料の中で川崎区に存在する事物・施設等（以下「事物」とする）を当面の対象とする。

川崎区役所（以下「区」とする）はこれらの事物を、然るべき選定機関の審議を経た上で川崎区の近代化遺産・産業文化財として選定し、その中から一般見学者の受け入れが可能なものを本ミュージアムの展示物として区が登録する。

本ミュージアムはこれらの展示物とその管理者または所有機関（以下「所有機関」とする）区と所有機関の協力により設置する管理・広報・サービス機能を満たすための拠点から構成さ

れる。

区は本ミュージアムを、区民はもとより外部の人でも気軽に情報を得たり、見学することができるものとするとともに、既の実施している工場見学会等と連携し、現在の生産活動を含めた見学を行う等、その内容の充実を図るものとする。

### 3. かわさきの近代化遺産・産業文化財の選定及びミュージアム展示物の登録

#### (1) 対象とする事物

当面は、平成13年度に川崎市経済局が行なった「川崎市産業遺産調査」により収集された事物、及び平成9年度から13年度にかけて国立科学博物館が行なった「産業技術史資料の評価・保存・公開等に関する調査研究」により収集された事物、その他これらに類し新たに発掘された事物のうち区内にあるものを対象とする。

#### (2) 「川崎区近代化遺産・産業文化財（(仮称)、以下省略）」の選定

##### 1) 「川崎区近代化遺産・産業文化財」の選定

区は、幕末から戦前に渡り日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などにかかわる建造物・構造物・工作物等の近代化遺産や、産業発展に寄与してきた機械・設備・製品等の産業文化財を選定する。

##### 2) 選定の基準

「川崎区近代化遺産・産業文化財」は、以下の基準に基づいて選定するものとする。

- ・産業や産業技術発達史上重要な成果を示すもの
- ・地域文化や産業技術を次世代に継承していく上で重要な意義を持つもの
- ・生活、経済、社会、文化の在り方に顕著な影響を与えたもの
- ・地域の象徴として広く親しまれ、歴史的景観・雰囲気醸し出しているもの

##### 3) 選定の方法

然るべき選定機関を設置し、「川崎区近代化遺産・産業文化財」を選定する。

#### (3) かわさき産業ミュージアム展示物の登録

##### 1) 所有機関との協議

区は、選定された事物についてその旨を所有機関に対して通知するとともに、本ミュージアムの展示物として一般見学者の受け入れを可能とする方策と仕組み、条件等について協議する。

#### 2) 展示物としての条件整備

区と所有機関は、協議結果に基づいて、本ミュージアムの展示物として一般見学者の受け入れを可能とする仕組みを整備する。

#### 3) 展示物の登録

区は、一般見学者の受け入れを可能とする仕組みが整備されたものを本ミュージアムの展示物に登録し、所有機関に登録証を交付する。登録された事物については様々な広報媒体を通じて広く告知を行なう。

### 4. かわさき産業ミュージアムのあるべき姿

#### (1) 基本的な姿

区は、当面は、「川崎区近代化遺産・産業文化財」のうち、所有機関において見学者の受け入れが可能となり、本ミュージアムの展示物として登録したもの、また、ものづくり文化を見学者がより一層深く理解できるよう、今まさに使用され、生産されている機械・設備等も含めた全体を対象として、所有機関と協議の上、区民が気軽に情報を得たり、実際に見学できるシステムを構築する。

「川崎区近代化遺産・産業文化財」の基本的な情報や見学方法等については、広報サービスの拠点を設置する等広く情報提供を行なう。

また、ミュージアムの充実を図るため、一般に公開されていない「川崎区近代化遺産・産業文化財」についても何らかの形で見学者の受け入れが可能となるように働きかけ、新たに見学可能となったものについては随時ミュージアムの展示物に登録する。

#### (2) かわさき産業ミュージアムが持つべき機能

区民と企業が、「川崎区近代化遺産・産業文化財」を身近で大切なものとして認識し、本活動へ積極的に参加できる環境を作ることを目的として、区は以下の機能を充実させることを検討する。

##### 1) 調査研究機能

当面は既存調査結果の事物を対象とし、これらの事物の意義、取り巻く人や社会等について、

調査を行なう。

## 2) 情報発信機能

「かわさき産業ミュージアム」に対する区民の理解を深めるため、ホームページやパンフレット等の広報媒体を作成し有効に活用する他、定期的な情報提供によるメディアの活用等により、効果的な情報発信を行なう。

## 3) 展示機能

見学者を実際に受け入れ、具体的な事物の公開を行なう。

公開にあたっては、単に事物だけでなく、事物を取り巻く人や時代等の情報提供、体験学習・質疑応答等を行なうことにより、見学者のより深い理解やリピート訪問を促進するような環境を整備する。

## 4) 本部機能

本ミュージアムを円滑に運営するための組織を形成し、情報の管理や庶務的業務を行なう。

また、活動の発展的な継続を目指し、「川崎区近代化遺産・産業文化財」所有機関との連絡・調整を行なうとともに、関連諸機関と連携した事業計画を立案、推進する。

# (3) かわさき産業ミュージアムの具体的な構成要素

## 1) 「川崎区近代化遺産・産業文化財」展示施設

見学申込の受け入れ、区が主催する「バスによる見学ツアー（仮称）」への協力等を通じて、見学できる体制を整備する。

また、関連資料の配付、説明人員（ボランティアガイドを含む）の配置、演示や体験学習の機会提供等を行なう等の方策を検討・実施する。

## 2) 情報サービス窓口

川崎区役所や川崎駅前の公共スペース、インターネット上のホームページ等を活用し、区民が容易に利用できる場所に情報サービスの窓口を設置し、本ミュージアムの情報を提供するとともに、見学申込の受付代行や人数・目的に適した見学ルートの提案を行なう等、見学希望者を支援する。また、区民・企業からの情報提供受け入れ窓口としても対応する。

## 3) センター（本部）

当面は本活動のセンター的役割を区が担うものとするが、将来的にはNPO 法人の設立を視野に入れて進める。

事業推進に当たっては、かわさき産業ミュージアムの発展的な継続を目標とし、以下のような事業を計画・実施し、区民の視点をミュージアム活動に活かすしくみを構築する。

- ・個々の展示物の意義等に関する調査
  - 「バスによる『川崎区近代化遺産・産業文化財』見学ツアー」  
(見学者の受入や見学手段が制限されている事物等を対象)
- ・ボランティアガイド等のスタッフ養成とそのネットワークの形成

## 5. 更なる発展に向けて

「かわさき産業ミュージアム」の更なる発展に向けて、以下のような事業を随時検討・実施する。

### (1) 「川崎区近代化遺産・産業文化財」の活用と充実

近代化遺産・産業文化財の重要性と、川崎区が日本の産業発達において果たしてきた役割を、区民及び企業が改めて認識することができるよう、以下の活動を検討・実施する。

#### 1) 情報の発信

見学者受け入れの可否に関わらず、区内に所在する全ての近代化遺産・産業文化財について、ホームページやパンフレット等の媒体を利用して広く情報発信を行なう。

#### 2) 「川崎区近代化遺産・産業文化財」の保護・管理

「川崎区近代化遺産・産業文化財」の散逸を防ぐため、以下の点に関して検討を加える。

- ・選定された事物についての情報管理
- ・選定によって、所有機関、行政に生じる義務
- ・滅失や流出の恐れが生じた近代化遺産・産業文化財を受入れるシステム等  
例) ・工場跡地、または区内の公共スペースに、実際に使用されていた機械の一部を  
モニュメントとして設置する
- ・公共、民間を問わず、他の受け入れ先を検討・交渉し、移設する
- ・公共スペース等を活用し、一時的に保管する

#### 3) 継続調査の実施

川崎市経済局の調査、及び国立科学博物館の調査を元に発足した「川崎区近代化遺産・産業文化財」の充実を図るため、区として独自に継続調査を行ない、その結果に基づき、一定の期

間ごとに選定、登録を行なう。

継続調査の実施にあたっては、地域有識者を中心とした調査委員会等を組織することを検討する。また、高校の歴史クラブや大学等の研究機関等、外部との連携も視野に入れ、調査活動の充実を図る。

#### 4) 区民・企業からの情報提供の受け入れ

「川崎市近代化遺産・産業文化財」に関する新たな情報や、追加して選定される可能性のある事物について、区民や企業からの情報提供を受け入れ、またこれに基づいて調査を行なうシステムを構築する。

#### (2) 現在のものに対する視点

近代化遺産・産業文化財のエッセンスは様々な形で現在のものづくりに受け継がれてきている。現在使用・生産されている最先端の事物は「川崎市近代化遺産・産業文化財」の候補として捉えうるものでもあり、その取扱いについては、今後なお検討を加えるものとする。

#### (3) 利用環境の整備・拡充

本ミュージアムの展示物として登録される「川崎市近代化遺産・産業文化財」の増加を図るとともに、その見学環境の整備を促進することを検討する。

#### (4) 教育的活用

近年各所で言われる「理科離れ」、技術の発達によりもたらされた「技術のブラックボックス化」を少しでも防ぎ、川崎のものづくり文化を継承するために、本ミュージアムを学校教育や生涯学習に役立てるような環境を整備する。

##### 1) 学校教育との連携

教育関係者や機関等へ働きかけて本ミュージアムを学校教育に活用するために、以下のような方策を検討して受け入れ環境を整備する。

- ・地域の教育関係者と連携し、学校向けのガイドブックやテキスト等を作成
- ・高校・大学等と連携し、調査や自由研究等を目的とした見学の受け入れ環境を整備
- ・修学旅行利用にあたっての環境整備、プロモーション

##### 2) 生涯学習への活用

上記学校教育のみならず、本ミュージアムを生涯学習の場としても役立てられるよう、以下

のこを行なう。

- ・一般社会人の受入れ体制の整備
- ・資料展示物及びその所有機関の特徴を生かしたイベントの立案、実施

### 3) 企業研修への活用

本ミュージアムの活動を契機として、企業が自社の活動、歴史を見直すことにより、各種研修プログラムの充実に役立てる。

- ・研修プログラムへの利用
- ・技術者研修プログラム等への利用

### (5) 教養型観光資源としての活用

川崎区には、川崎大師、東海道川崎宿等、多くの歴史的観光資源が存在する。これらの名所旧跡等と連動させ、本ミュージアムの活動により選定・公開される「川崎区近代化遺産・産業文化財」を広くアピールすることにより、教養型観光資源として利用する方策を検討する。

### (6) イベントの実施

「かわさき産業ミュージアム」を広く内外にアピールし、利用促進を図るために、以下のようないイベントを開催してゆく。

(例)

- ・「かわさき産業ミュージアム・ウィーク」  
区内商店街等とも連携した全区の総体行事
- ・スタンプラリー
- ・「 年前の機械が動く！ 年前の道具を使う！」

普段は静態保存されている機械等を整備し動かしたり、昔の道具を実際に使ってみる。

### (7) ミュージアム構想の拡大 「区から市へ、市から県へ……………」

ものづくりと生活文化の継承の拡大と、教養型観光資源の利用拡大のため、本「かわさき産業ミュージアム」は今後、川崎市市民ミュージアム、多摩川エコミュージアム、図書館、各種の生涯学習施設、学校、民間アミューズメント・パーク、商業施設等とも連携し、川崎区域の更なる活性化に資する諸活動を推進するものとする。

また、本構想の実現にあたっては、市及び県等の関係部局とも連携を図りながら、本活動を単に区内のミュージアムに留めず、市及び県の活動へ広げてゆくことを目指す。